平条成令国財 成件二第債務 一次年号行示 年の六一等第 七と月第に二 月お十五関百

の法発号名 用振 発 条 律 行 等 替 行 項及の及 法 方 び 根 び  $\mathcal{O}$ 法 適 そ拠 務後格競債定特あ争争う札価振の以律社一法会十財回利 大に競争市め別っ入入。へ格替適下へ債項律計四政づ付 臣行争入場る参で札札<sub>に</sub>以を機用「平 、 第に号法 国 日告日第る十がわ入札特も加、と発<sub>よ</sub>下競関を振成株 二関)( 庫 財 示に十省一 条九特第三馨のき大 者財た価格国を場で競競い入の定う法 第年別三 発 、蔵

兀

ごとに応募限度額を定めるもの N 4 Γ 14 10 郑 íΤ 1 嶣 +鄵 椞 (  $\overrightarrow{2}$ 参 第 I 非 個 格 競 争人址 加 押 沼 カマッツ。) 発行」

H 募入決定の 书 浜

> 笛 格 避 各申込みのうち応募 価格の # 逦 からそ 入 礼 発行 ¥ 0 0 応 募 額 を順次割り

+П 国情 业 H 픨 +鵐 椞 \* をごず 谷 別 廿 行 幹 別 額 餡 囲  $\mathbb{K}$  $\leq$ 杨 廿 贤 庚 0 IJ £ 4 谷 -⊞-撇  $\kappa$   $^{\circ}$ 种 7 心 蒙 額 副 当て • 紙  $\preceq$ 0 *1*6  $\sim$  $\vdash$ 

10

汌 Y

非 佰 容 争人 礼 発 行及 河河 債 市 鄵 梊 別 参 力 种

避

紙 日 業 笛 格 競 争

 $\prec \neq$ 発行 疒 彩 額

非 佃

争人址

容 避

彩

1<

佃 格 瓣 政法第四条第一項の規 定に 争 益  $\checkmark$  $\prec \neq$ IJ 発行 7 HU Ж 行した刺  $\Rightarrow$ H 讏 5 面金額で四千六百億 額 П 国 債 ₩ 鄵 宜 赵 洪 第 四 条 第 1 严 0 描 定 IJ 基 行した利 1 重 IJ  $\langle$ 华 別 粉 力 7 HU 彩 14 額面金額で三百八十八 艸 • 紙 Н

行 < 国情 +計に関する法律第四十六 邺 別 41 幹 別 严 の規定に基づき 発行し # 力 条 第 1

た利付国債について、額面金額 ~ -**账** 口 非 佰 容 で
人
士
玉
億
円 避 争入礼笼  $\hat{\top}$ 77  $\not \searrow$ ΙŽ 金 額 佃 格 瓣 四千六百二十八億五千八十万円 # 人 礼 発行 国情 市 場 三百九十億四千五十六万円 П 幹 別 参加 神 • 紙 非 佃 格 競 争入礼笼 沪 < 国情 +八十五億五十二百七十万円 业 幹 別 参加 者·第 I 非 佃 格 競 争入礼笼 疒 最低 額 面 金  $\leq$ 五万円 額 七 裖 萃 涆 歳 替 法 撰 定による 振 替 抲 0  $\Box$ 記載 又は 記 錄 は、 額 金 0 岷 梹 国 数倍の 額によるものと の整 金  $\kappa$  ° 彩 介 平成二十一年六月十二日 + Ш + 発 行 佃 格 1 笛 格 競 争 額 面 金 額 百円につき百円五十銭 それぞれ 入礼発行 以 4 6 0 応 鬃 佃 格 国情市場 額面金額百円につき百円六十二 П 幹 別 됋 参加

~ 策 ¬

# 入 札 発 5 M 行 及 債 市 報 犇 別 \*\*\* 加 ≁ 第日非 笛 穃 瓣 # 入 札 発 行 + 11 平 揪 + 111 経過 利子 の払込み

非 佃 格 競

サ 11 ・ 川 ペ ー サ ン ム 入決定の通知を受けた者 轔  $\mathcal{T}$ せ ′ 火 、 払込金額に加 次の算 式により  $\exists \exists$ した 金 額 輝 を 第 二 号に規定する期日に払い込 せものとする。

## 額面金額の総額× $\frac{2.3}{100}$ × $\frac{84}{365}$

発行時において、その利子に  $\prod$ 係る所得税が源泉徴収される 6 として振替口座簿 -0 記載又は記録さ れるも 団  $\widetilde{\mathbb{N}}$ 6 ついては、前記 丁の 算式に 算出した金額から当該金額 4 分の二十を乗じ IJ Ш 金 額 当該国 ただし、 #16 発行時 いて取 N R 得する 者が 非 居 住 又は外国法人で 場合に ₩ 10 は、前記「の算式により 田し 輝 金額に当該非居住者 又 は 矣 人が適用 H 迸 を受ける所得税 率を乗じ た 金 額 ) を控 ることができる。

規定する期日について同じ。)。下、次号及び第十六号において下、次号及び第十六号においては、その翌営業日に支払う(以財が銀を支払う。ただし、支払担とし、次の算式により算出し十四 初期利子 平成二十一年九月二十日を支払

額面金額× $\frac{2.3}{100}$ × $\frac{1}{2}$ 

利子を支払う。て、その日以前六月間に属する後の利子 を支払期とし、各支払期におい十五 第二期以 毎年三月二十日及び九月二十日

十六 償還期限 平成五十一年三月二十日

十七 償還金額 額面金額百円につき百円

十八 元利金支 日本銀行

払場所

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

神

二十 払込期日 平成二十一年六月十二日